

公益財団法人上野カネ奨学会奨学規程

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人上野カネ奨学会定款第4条の規定に基づき、貸与する学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸与を受けることのできる者は、鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子女で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 鹿児島県内の大学（短期大学を含む。以下同じ。）に在学する女子学生で、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により大学における修学が困難である者
- (2) 大学卒業後、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員を志望する者

(奨学金の貸与期間及び貸与額)

第3条 奨学金を貸与する期間は、貸与を決定した月から貸与を受けることになった者が在学する大学の正規の修業期間を終了する月までとする。

2 奨学金の額は、貸与を受けている者が在学する学校等について、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	貸 与 月 額
国公立大学	51,000円
私立大学	60,000円

第二章 奨学生の採用と奨学金の交付

(申請の手續)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人と連記の上、奨学生願書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、在学する学校長を経て本会に申請しなければならない。

- (1) 奨学生推薦書（別記第2号様式）
- (2) 所得額証明書（別記第3号様式）
- (3) 学業成績証明書

(奨学生の採用)

第5条 奨学金の貸与は、理事及び学識経験者で構成する奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

2 奨学金の貸与を決定したときは、在学する学校の長を経て、当該決定を受けた者（以下「奨学生」という。）に通知する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、毎月1月分を交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、2月分

以上を併せて交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接奨学生本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学生は、奨学金の交付を受けたときはその都度直ちに奨学金受領書を理事長に提出しなければならない。

(在学証明書の提出)

第8条 奨学生は、毎学年度在学証明書を理事長に提出しなければならない。

(異動事項の届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、その都度異動届により、在学する学校長を経て理事長に届け出なければならない。

ただし、本人が病気その他やむを得ない事由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

(1) 休学し、復学し、転学し又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 引続き3月以上欠席したとき。

(4) 連帯保証人を変更したとき。

(5) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 奨学生であった者が奨学金の返還完了前に前項第4号又は第5号に該当する事由が生じたときは、前項に準じて届け出なければならない。

(奨学金の休止又は停止)

第10条 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業成績若しくは性行が不良となったとき、卒業の見込みがないとき又は奨学金の貸与を本人が辞退したときは、奨学金の交付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の交付を休止され又は停止された者が、その事由がやんだ後、在学する学校長を経て願出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学する学校長の意見を聴して、奨学金の交付を廃止することがある。

(1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。

(2) 学業成績又は性行が不良となったとき。

(3) 奨学金の貸与を必要としなくなったとき。

(4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。

(5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。

(6) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(借用証書)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、

奨学金借用証書（別記第4号様式）を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸与を辞退したとき。

（奨学金の利息）

第15条 奨学金は無利息とする。

第三章 奨学金の返還及び猶予

（奨学金の返還）

第16条 奨学生が第14条各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、該当する期間内に貸与された奨学金の半額を返還しなければならない。

(1) 貸与期間が4年の場合は返還期間 15年

(2) 貸与期間が4年未満の場合は返還期間 10年

2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

3 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、理事長が指定する日までに返還未済額の全部を返還させるものとする。

（奨学金の返還猶予）

第17条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願出により、奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 学校の教員に就職したとき。

(2) 大学又は大学院に在学するとき。

(3) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

（返還猶予の願出）

第18条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証することのできる種類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願（別記第5号様式）を提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第19条 奨学金返還猶予願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。

（死亡の届出）

第20条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

2 前項の規定は、奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときにこれを準用する。

第四章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第 21 条 奨学生又は奨学生であった者が、次の表の左欄に掲げる事由に該当するときは、貸与した奨学金のうち同表の右欄に掲げる金額の返還を免除する。

事 由	返 還 免 除 の 金 額
学校の教員に就職したとき。	学校の教員として勤務した月数に、貸与を受けた奨学金月額半額を乗じて得た額
死亡し、又は精神若しくは身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失したとき。	その事由に応じて、理事長が定める額

(返還免除の届出)

第 22 条 奨学金の返還免除を受けようとする者（本人死亡の場合は、相続人又は連帯保証人とする。）は、奨学金返還免除願（別記第 6 号様式）に免除の事由を証する資料を添えて届出なければならない。

(返還免除の決定)

第 23 条 前条に規定する奨学金返還免除願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を申請人に通知する。

第五章 補則

(実施細目)

第 24 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 60 年 6 月 27 日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第 3 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日以降奨学生として採用された者から適用し、昭和 60 年 3 月 31 日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 62 年 5 月改正)

- 1 この改定規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第 3 条第 2 項の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以降奨学生として採用された者から適用し、昭和 62 年 3 月 31 日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年5月改正）

- 1 この改定規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成元年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成元年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年5月改正）

- 1 この改定規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成3年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成3年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月改正）

- 1 この改定規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成5年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成5年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成7年5月改正）

- 1 この改定規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成7年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成7年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年5月改正）

- 1 この改定規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成9年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成9年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月改正）

- 1 この改定規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月改正）

- 1 この改定規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成13年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成13年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月改正）

- 1 この改定規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成15年4月1日以降奨

学生として採用された者から適用し、平成15年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月改正）

- 1 この改定規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人上野カネ奨学会奨学規程第3条第2項の規定は、平成17年4月1日以降奨学生として採用された者から適用し、平成17年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月改正）

- 1 平成23年2月1日財団法人上野カネ奨学会を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより、所要の文言を改定する。

附 則（平成28年6月改正）

- 1 この改定規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人上野カネ奨学会奨学規定第2条(2)は、平成29年4月1日以降に貸与を受ける者及び返還中の者から適用する。

附 則（平成31年6月改正）

- 1 この改定規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人上野カネ奨学会奨学規定第16条及び21条は、令和3年4月1日以降に貸与を受ける者及び返還中の者から適用する。